

令和6年度 倉敷市立琴浦西小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校においては、昨年度もいじめやそれにつながる可能性のあるトラブルが起こっている。解消しているものもあるが、学年、学級、担任が変わっても継続して指導、経過観察をしていく必要がある。いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを認識し、全教職員で児童の人間関係や言動に目を向け支援をする必要がある。また、児童の生活の中でデジタル化が進みオンラインゲームやSNSがいじめにつながる事案もある。学校だけでは対処できないという課題があるため、家庭と連携しながら低学年から様々な事例に関する指導を積み重ねることで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底することが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・すべての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為であること」の指導を徹底する。そのためにも未然防止の取組を強化するとともに、いじめを早期に認知し、解決に導くことを目指す。特に、近年増加傾向にあるSNSを利用したいじめは、その行為自体の把握が難しい場面も考えられるので、情報モラルに関する指導を発達段階に応じて行ったり、全校一斉に行ったりする等、あらゆる場面で正しい知識を定着させるための取組を行う。
- ・授業の中での生徒指導を意識し、児童が主体的な学びや友達との協働的な学びを通して自己存在感や自己有用感を高めることで、居心地の良い教室、温かく円滑な人間関係を構築することを目指す。
- ・学校をあげた組織的な対応をするために「いじめ問題対策委員会」を組織する。いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用した意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会や安全パトロール隊の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、早期発見に努める。
- ・各種相談機関やスクールカウンセラーへの相談等児童、保護者の不安解消のための窓口を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ問題対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉

- ・年5回定期開催 ・臨時開催

〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・職員会議、生徒指導連絡会で全教職員に周知

〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 SSW 等
- ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、学年代表、担任 養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会指導課 ・ 児島警察署
- ・児童相談所 ・ 子ども相談センター
- ・保健推進室 ・ 保健福祉センター
- ・主任児童委員 ・ 民生委員
- ・青少年育成センター ・ 医療機関
- ・法務局

〈連携の内容〉

- ・事案対応の相談・指導助言
- ・保護者支援のための指導助言
- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・校長・教頭・生徒指導主事
- ・各担任・養護教諭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくり支援する。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・児童の適切な行動を認め強化する積極的な行動支援の取組を実践することで自己存在感、自己肯定感を高め、問題行動の未然防止に努める。教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- ・些細な兆候であっても見逃すことなく、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点から、毎週生徒指導情報交換会、児童理解のための職員研修を実施する。
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施により、児童と個別に対話することで信頼関係を築きいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努める。
- ・情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

③ いじめへの対処

- ・いじめの発見通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、全教職員で速やかに対応する。
- ・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

倉敷市立琴浦西小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○学校運営協議会(年3回) ○いじめ問題対策委員会 ○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ○生徒指導部会		○終礼(児童の情報交換)	○発生事案への対処(随時)
5月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり班顔合わせ会	○終礼(児童の情報交換)	
6月	○生徒指導部会 ○職員会議	○なかよし週間 ○たてわり遊び	○教育相談 ○アンケート ○終礼(児童の情報交換)	○アンケート結果の検討 ・教育相談を踏まえて必要に応じて対応
7月	○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○避難訓練(不審者対応) ・非行防止の話	○個人懇談 ○終礼(児童の情報交換)	
8月	○職員研修 ・ネット, SNSの危険性 ○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	
9月	○PTA人権教育講演会 ○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○参観授業・懇談会 ・人権について ○たてわり遊び	○終礼(児童の情報交換)	
10月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり遊び	○終礼(児童の情報交換)	
11月	○生徒指導部会 ○職員会議	○なかよし週間 ○たてわり遊び	○教育相談 ○アンケート ○終礼(児童の情報交換)	○アンケート結果の検討 ・教育相談を踏まえて必要に応じて対応
12月	○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	
1月	○生徒指導部会 ○職員会議	○たてわり遊び	○個人懇談 ○終礼(児童の情報交換)	
2月	○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	
3月	1年間の取組の反省 ○いじめ問題対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議		○終礼(児童の情報交換)	

＜年間を通して行う取組＞

○職員会議

- ・気になる児童の共通理解
- ・対応手順の共通理解

○生徒指導部会

- ・生徒指導上, 気になる児童の共通理解
- ・対応手順の共通理解

○いじめ問題対策委員会

- ・いじめについての共通理解
- ・対応手順の共通理解